

京都大学におけるコンプライアンスに関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(コンプライアンスに関する総長等の責務)</p> <p>第5条 総長は、本学におけるコンプライアンスの推進、充実及び強化に努めるものとする。</p> <p>2 理事及び副学長は、その掌理する業務に関わるコンプライアンスの推進、充実及び強化を図るものとする。</p> <p>3 部局の長（事務本部にあっては、総務担当の理事）は、当該部局におけるコンプライアンスの推進、充実及び強化を図るものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(コンプライアンスに関する総長等の責務)</p> <p>第5条 } 2 } (同 左) 3 部局の長（事務本部 <u>(国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第57条第1項の監査室を含む。)</u> にあっては、総務担当の理事）は、当該部局におけるコンプライアンスの推進、充実及び強化を図るものとする。</p> <p>附 則（令和7年達示第51号） この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p>